

# 天台智顗の「立制法」

池田魯参

今日、一般には、清規思想が歴史的に問題とされるにいたるのは、唐代に成立する禅宗においてであると考えられ、その始源は、道信（一六五一）、弘忍（一七一六）の時代からのことであろうと推定されている。

「清規」とは、清浄大海衆の修道的規矩を意味するのである。清規が歴史的に成立するにいたるのは、僧衆が一処一寺に定住するようになり、数十数百という員数の師徒を擁するようになつた場合、必然的にその集団の修道生活に規律を与えることが必要となり、僧団の発展にともなつて要請されるにいたるからである。かくして成立するにいたる清規は、時代的、社会的な限定を受けるであろうと思われ、仏制として自覺的に止揚された「清規」の形成が、そこにおいてインド仏教とは違う、中国仏教思想における独自の問題としてクローズアップされるにいたるのである。

本論においては、いまだ資料的論証において明確を欠く禅

宗清規成立の問題について、その一面の意味を、天台智顗（一五九七）が制定した「立制法」によつて考えてみたのであり、天台学の立場から、斯学に一斑の照明が与えられるなら幸いに思ふ。<sup>註1</sup>

智顗の「立制法十条」は、灌頂が編纂した『国清百録』の第一条目として掲載されている。『国清百録』は四巻からなるが、ここには智顗が指導した教団に関する、行規・詔勅・書簡・碑文などを収録しており、一百四条の文書を収載している。灌頂撰するところの、序文に伝えることくであるなら、百録はもと沙門智寂の編集になるのであるが、筆墨の功なればにして智寂は故人となつたから、その功業を受けた灌頂が、その草本に合せて諸經の方法等を撰次したものであり、もつて後昆に貽示して先師の盛徳のここにいたるを知らしめんとしたものである。

方法等を灌頂が撰次した、と記す文に明確でないものが存する。文意は恐らく、「敬礼法」第二・「普礼法」第三・「請觀音饑法」第四・「金光明饑法」第五・「方等饑法」第六などの各条が灌頂のいう諸經の方法に相当するものと思われ、その意味するところのものは、あるいは「立制法」第一・「訓知事人」第七なども含めて灌頂が附加したものと思われる。そのうと思われる。そうとすれば、智寂の草本にはなかつたものをもつて灌頂は百錄の首に冠するのであり、清規思想の立場からみてここには灌頂の自覺的な意図がはたらいていたと考えることができよう。すなわち、「立制法」第一から「訓知事人」第七にいたるまでの行軌は、初期の、少なくとも灌頂（一六三二）当時の国清寺教団において実參実修されていたものであると考えられるのであって、その意味で、これは天台山衆の軌矩であり清規といいうものであり、敢えていえば「国清寺清規」とでも称しうるものであると考えられるのである。

さて、「立制法」は十ヶ条より成るのであるが、その序の文意によれば、十二年ぶりに台嶺に帰山した際（五九五）に山衆が修道に怠惰であるのを憂いて、智顕自らが制定したことが知られるのである。

夫新衣無<sub>レ</sub>孔不<sub>レ</sub>可<sub>ニ</sub>

補<sub>レ</sub>之以<sub>レ</sub>縷、宿植淳——善不可<sub>ニ</sub>加<sub>レ</sub>之以<sub>レ</sub>罰、

夫れ、新衣に孔なきは、之れを補うに縷をもつてすべからず。宿植淳——善なるは、之れに加うるに罰をも

吾初在<sub>ニ</sub>浮度、中処<sub>ニ</sub>金陵、前入<sub>ニ</sub>天台、諸來法徒各集<sub>ニ</sub>道業、尚不<sub>レ</sub>須<sub>ニ</sub>軟語勸進、況立<sub>レ</sub>制肅<sub>ニ</sub>之、後入<sub>ニ</sub>天台、觀<sub>ニ</sub>乎晚學、如<sub>ニ</sub>新猿馬<sub>ニ</sub>、若不<sub>ニ</sub>控<sub>レ</sub>鎖、日甚月増、為<sub>ニ</sub>成就<sub>ニ</sub>故、失<sub>レ</sub>二治<sub>ニ</sub>、蒲鞭示<sub>レ</sub>恥非<sub>ニ</sub>吾苦<sub>ニ</sub>之、今訓<sub>ニ</sub>諸学者、略示<sub>ニ</sub>三十條<sub>ニ</sub>、後若妨起<sub>ニ</sub>應<sub>ニ</sub>須增損<sub>ニ</sub>、衆共裁<sub>レ</sub>之

十条の立制は、正しく「新衣無孔、不可補之以縷、宿植淳善、不可加之以罰」のものとして制定されているのであり、さらに失<sub>ニ</sub>治<sub>ニ</sub>といいうような修道の巧夫を指標するものであつたことが知られるのであり、十条は單なる禁止個条の羅列であつたのではないことが知られる。それはいわば大乘戒学の立場における修道生活の具体化であつたといえる。

第一、夫根性不<sub>レ</sub>同、——第一、夫れ根性は同じからず、或或獨行得<sub>レ</sub>道、或依<sub>レ</sub>——は獨行して道をえ、或は衆に依り

衆解脱、若依レ衆者、  
当レ修ニ三行ハ、一依レ堂  
坐禪、二別場懺悔、三  
知ニ僧事、此三行人、  
三衣六物道具具足、

隨レ有ニ一行ニ則可ニ容  
受、若衣物有レ欠、都  
無ニ一行ニ則不ニ同止——くんば、則ち同止せざるなり。

獨行と依衆のうち、天台山の衆徒が依衆の行人であるのは

いうまでもない。依衆の修道法は、依堂の坐禪・別場の懺悔  
・知僧事の三種に別けられる。この三行の分類の仕方は、  
『十輪經』(T<sup>13</sup>  
688  
C 693 a) のなかに、大乘菩薩は坐禪・誦經・  
營理僧事の三種の道場に應現すると説く意趣などに通ずるもの  
である。しかるに、依堂坐禪については、第二条・第三条  
で規定しており、別場懺悔については、第四条において、知  
僧事については、第五条において規定しているのである。

第二、依レ堂之僧、本

第二、堂に依るの僧は、本より四  
時を以て坐禪し、六時に仏を礼す  
者レ仏此為ニ恒務、  
礼十時一不可レ欠、

其別行ニ僧行法ニ竟、  
三日外、即応レ依ニ衆

て解脱す。若し衆に依る者は、當  
に三行を修すべし。一には堂に依  
て坐禪し、二は別場に懺悔し、三  
は僧事を知る。此の三の行人、三  
衣六物道具具足、

衣六物の道具を具足し、一行ある  
に隨いて、則ち容受すべし。若し  
衣物に欠ることあり、都て一行な  
くんば、則ち同止せざるなり。

十時、若礼レ仏不レ及ニ  
一時ニ罰、三礼対レ衆  
懺、若全失ニ一時ニ罰、  
十礼対レ衆懺、若全  
失ニ六時ニ罰一次維  
那、四時坐禪亦如レ是  
除ニ疾礙、先白ニ知  
事ニ則不レ罰

依堂の僧の行法は、四時坐禪、六時礼仏をもつて日用の恒  
務とすると規定している。別場において懺悔法を行はずる僧と  
いえども、行法の期限は三日として、外は衆の十時によつて  
禪禮の根本行法を修さなければならないというのである。智  
顕の弟子の智璪が、

先師の法は諸寺のものと異なるものがあります。それは六  
時の行道と四時の坐禪であります。道場においてはこの行  
法を奉ずることをもつて至尊としております(T<sup>46</sup>  
815  
b)。  
と語るように、この四時坐禪、六時礼仏の行軌を奉ずること  
が、原始天台教團の矜持であり名譽であったことが知られる  
のである。

ところで、四時の坐禪は、智顕以前における諸家には、高  
僧伝類を檢する限り存しないので、それが智顕の創唱すると

ころのものであることが知られる。礼仏の六時と対称して規定するのであるから、四時の坐禅というその四時も、日夜四六時中といふほどの観念的な時間を名指すものでなかつたことは明らかで、それは具体的な修道の刻限を示すものであつたと思われるのであるが、この限りではそれが正しくは何を指すものであるのか定かではないのである。あるいは、後世の禅宗清規で定着する、黄昏・後夜・早辰・晡時の四時における坐禅法の原型として、それにかなり近い形態のものであつたかも知れない。それ以上は不確なのであるから、ここには智顕が四時の坐禅として明確に規定したという事実のみに注意しておきたいと思うのである。

次に、礼仏の六時は、「敬礼法」に記すところによると、晨朝・午時・晡時・初夜・中夜・後夜の六時に相当することが知られる。しかるにこの六時礼仏が行なわれたのはかなりに早く、創始者は東晋の釈道安（一三八五）であるといわれ、彼は「僧尼軌範仏法憲章」を著わし、次のような条三例を制定したと伝える。

1 行香定座上講経上講法、

2 常日六時行飲食唱時法、

3 布薩差使悔過等法、  
T50  
353 b

後の天下の寺舎でこの制に準じないものはないといふほどに一般化したといふ。六時行道の実践者は、高僧伝類にかなり

の数を指摘できるのであるが、それらの行儀が共通のものであつたかどうかは知ることはできない。恐らく諸家各々に独自のものがあつたであろうと思われる。

智顕は「敬礼法」は、『毘婆沙』を正依とし、傍に諸経の意を採つて制定したものであることを記し、一日一夜において礼仏の行儀は存略の時に適うものがなければならないとし、次のように記している。

於二日一夜存略適レ時、朝、午略敬礼用所為三。晡用敬禮略所為。初夜全用午時十仏代、中夜、後夜普礼これによれば、晨朝と午時の二時には「敬礼法」を略し、所為の三を用註4い、晡時には「敬礼法」と所為を用い、初夜には全く午時の十仏を用いて代え、中夜・後夜の二時には「普礼法」を用いるということになる。ここに「所為」とい、「午時十仏」ということの意味がよく読めない。所為の三を用いると記す刻限が、晨朝・午時・晡時の日中三時であることに注意してみると、所為とはあるいは第一条に規定した依衆の三行のようなことを名指すかとも思われ、日中には天台山衆は、依堂坐禪・別場懺悔・知僧事の三行において、各人相互が分掌するところの行法に従つて力を尽すというようなことを意味するのかも知れない。そうすると、晨朝と午時には所為の三について敬礼法は略されるのであり、晡時には所為の三について敬礼法を併せ用いることであると解されるので

ある。また、初夜には午時の十仏を代用するというのであるから、午時には十仏を用いることは明らかであるが、ここにいう「十仏」は、あるいはこれも釈迦安に始まると伝える「十仏名」のことを指すのであるかも知れないと考える。

ともあれ、六時礼仏に加えて、四時の坐禪を規定し、これをもつて天台山衆の日常行儀であると規定したことは、中国佛教史上画期的な出来事であつたことにおいて変りはなく、

その点が清規の成立史的な観点から注意されるのである。

そして、立制法の立場では、別行は三日を期限とするのであるとし、外は衆の十時に依ると規定するのであるから、清規思想の根幹ともいべき、大衆一如の修道精神がはつきりと標榜されていることも注意されなければならない点であろう

と思う。

### 第三、六時礼<sub>レ</sub>仏、大

僧心<sub>レ</sub>被<sub>ミ</sub>入衆衣<sub>一</sub>、衣  
無<sub>ニ</sub>鱗隴<sub>一</sub>若<sub>ニ</sub>縵衣<sub>ニ</sub>悉

不<sub>レ</sub>得、三下<sub>レ</sub>鐘、早

集敷<sub>レ</sub>坐執<sub>ニ</sub>香爐<sub>ニ</sub>互

跪、未<sub>ニ</sub>唱誦<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>得  
誦、未<sub>ニ</sub>隨<sub>レ</sub>意不<sub>レ</sub>散<sub>ニ</sub>

語話<sub>一</sub>、叩<sub>レ</sub>頭彈指、頓

曳屣履起伏參差、悉

下鐘されたら速かに礼仏の威儀を莊嚴し如法に行奉しなければならない。第三条は、第二条の遂条規定ともいうべきものであり、威儀の莊嚴ということにおいては、四時の坐禪の場合も同様でなければならないのである。

**第四、別行之意、以<sub>レ</sub>** 罰、十札對<sub>レ</sub>衆懺 一 衆に対<sub>レ</sub>して懺せよ。  
六時の礼仏には、大僧は入衆衣を被なければならぬ。三下鐘を勤めたら速かに礼仏の威儀を莊嚴し如法に行奉しなければならない。第三条は、第二条の遂条規定ともいうべきものであり、威儀の莊嚴ということにおいては、四時の坐禪の場合も同様でなければならないのである。

### 第四、別行之意、以<sub>レ</sub>

在<sub>ニ</sub>衆為<sub>レ</sub>緩、故精進

勤<sub>ニ</sub>修四種三昧<sub>一</sub>、而

仮託<sub>ニ</sub>道場<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>称<sub>ニ</sub>別

行之意<sub>一</sub>、檢校得<sub>レ</sub> 実

罰、一次<sub>ニ</sub>維那<sub>一</sub>

に次ぐ。

### 別場の懺悔

といふのは、四種三昧を勤修することであると規定している。四種三昧は『止觀』五略、第二修大行章に示

されている行法であるが、常坐、常行、半行半坐、非行非坐の四種の威儀によつて分類され、その行法は、常坐の一<sub>レ</sub>行三昧、常行の般舟三昧、半行半坐の方等・法華三昧、非行非坐の隨自意・覺意三昧の、四種三昧を名指すのである。立制法の立場からは、四種三昧は別場の懺悔であると規定するのであり、依衆の十時において緩たる場合に別場において勤修されるものであると規定しているのである。

そこで問題になるのは、常行と別行がどのように関係づけ

られていたのであろうかという点である。

すでに第二条のもとに少しく指摘したように、別行の僧といえども三日を竟りとして、外は依衆の十時に随うよう規定していたのであり、またこの條下には、別行の意は衆にありて修道に弛緩をきたした場合に勤修すべきものであると定めているのであるから、依堂の常儀と別場の懺法との間には実際的な関連が存しなければならないと思われるからである。

今、この点に注意をはらってみると、諸三昧には修道的な関連が存したことが知られるのである。平行半坐の威儀をそなえる「法華三昧行法」は、1 厳淨道場、2 净身、3 三業供養、4 奉請三宝、5 讀歎三宝、6 礼仏、7 懺悔、8 行道、9 誦法華經、10 思惟一実境界、という行儀次第であり、それは日夜六時に修し、三七日を限りとするのである。が、日日時時においてこの十法をそのまま行するというのではないのである。行者於三七日中、日夜六時、初入道場二時之中、當具足修此十法、於後六時一一時中、當略去請仏一法余九法悉行無異 (T46 950 a)

すなわち、初め入道場の一時においては十法の行儀を具足するのであるが、後の六時においては、請仏の一法、すなわち、奉請三宝の一法は略するのであり、余の九法が行ぜられるということになるのである。坐禪實相正觀方法第十の下にも、これと同様の記事がみえる。

復次、行人初入道場一時之中、當具足修此十法、如是

於三六時中悉用是法、唯除召請三寶、於三七日中修不<sub>レ</sub>得、於事理有<sub>レ</sub>闕、是名三七日中一心精進 (T46 954 a)

法華三昧法は、六時について悉くこの法を用いるというのであるから、この行法の場合には、初め入道場の一時は別として、余時においては召請三宝の一法を略した九法を具え、六時の礼仏として併修されたものであろうと考えられる。法華三昧が日常行儀と密接な関連をもっていたことは、誦經方法第九の段下に次のように記されていることによつて明瞭であろうと思われる。

行道欲竟即止誦經、如前稱諸仏菩薩名、三自帰依竟、還本坐處、若意猶未<sub>レ</sub>欲坐禪、更端坐誦經、亦得多少隨心斟酌、但四時坐禪不得<sub>レ</sub>全廢、事須久坐、若人本不<sub>レ</sub>習坐、但欲誦經懺悔、當於行坐之中久誦經披極可<sub>ニ</sub>暫歛<sub>レ</sub>念、消息竟便即誦經、亦不<sub>レ</sub>乖行法、故云不<sub>レ</sub>入三昧、但誦持故見上妙色 (T46 953 c)

行道を竟え、次に行人は誦經に入る。端坐して誦經し、未だ坐禪することを欲しなかつたら、その多少は心に随つて斟酌することがゆるされる。しかし、四時の坐禪を全廢するようことはゆるされない。もしも行人が坐禪を習わず、但、誦經懺悔のみを欲するのであれば、端坐誦經の威儀のままで

暫く歎念消息することは、その限りにおいて許されると説明するのである。ここには明確に四時の坐禪が名指され、それがたとえ別行の「法華三昧行法」を修する場合でも全廢されるようなことは不可であると規定されているのである。すなわち、別行を修する場合においても、常儀である四時坐禪は併修されるという形をとっているのであり、その意味において、坐禪実相正觀方法第十の行軌は、四時の坐禪におけるものと同列のものとして扱われていることは注意されなければならぬ点であろうと思われる。

ところで、非行非坐の行儀であるところの「請觀音懺法」は、三七日、乃至七七日の行法であり、六斎日をもって首に建立すると規定されるのであるが、この懺法は、午前・初夜における行法であり、余時においては、坐禪、礼仏は常法に準拠するものであるとしている。

**午前初夜施<sub>二</sub>上方法、余時坐禪礼仏依<sub>二</sub>常法、是為<sub>一</sub>一日一夜規矩、至<sub>二</sub>第二乃至第七七日<sub>一</sub>、亦復如<sub>レ</sub>是**（T46796a）

同様の規定は、非行非坐三昧の段下に示される「觀音懺法」においても規定するところである。

**午前初夜其方法如<sub>レ</sub>此、余時如<sub>二</sub>常儀**（T4615a）

以上に記すところによれば、觀音懺法は午前と初夜において行ぜられる懺法であることが知られ、七七日の行法であるといつても、その間、四時坐禪、六時礼仏の日常行儀は変りな

く修されるわけであり、行人は午前と初夜において、觀音懺法を併修するという立て前をとったことが知られるのである。さらに、「金光明懺法」は、七日限りの行法であるとし、六斎日の午時を用いて首に建てると規定されているのであるが、この行法は、

**此是午前方法、余時如<sub>レ</sub>常**（T46796a）

と記されているように、午前二時における修行であることが知られるのである。「金光明懺法」を修する場合にも、午前二時以外の余時においては常儀としての坐禪礼仏が行ぜられていたことが解ると思うのである。

以上にみた、「法華」・「觀音」・「金光明」の行法は、知られるように、日常行儀との関連のもとにむしろそれの一種環として規定されていることは確かなところで、この点清規思想として意識的な展開を示していることが注意されるであろう。しかし、「法華」・「觀音」・「金光明」以外の行法においては、四時・六時の常儀との関係は必ずしも明らかではないのである。

勿論、非行非坐としての「覺意三昧」、「隨自意三昧」などは、行住坐臥言語作作の六威儀について、時々に巧夫修道をかさねいくものであり、むしろ後にふれる知僧事などの修行を理論づけたものであるから、明らかに先の三種の懺法などとは性格を殊にするものであり当面の問題からは別のもの

のであるといわなければならぬのである。

しかるに、常坐としての「一行三昧」は、九十日を一期とし、経行と食と便利とを除く外は一仏の方面に正向して結跏正坐し、疲れ極まれば一仏の名字を称え、ひたすら縁を法界に繋け、念を法界にひとしうするのであると規定している（T46 11 b）。また、常行としての「般舟三昧」は、九十日を一期とし、坐と食と左右とを除くのは、唯専ら行旋し、常に阿弥陀仏の名を唱え、西方仏を念ずるのであると規定している（T46 12 b）。また、半行半坐としての「方等三昧」は、月の八日か十五日を首に建て、七日をもって一期とする行法であると規定し（T46 13 b・943 a）、『百録』のなかにも収載される（796 b）ものである。しかるに、これらの諸行法においては、それが常儀の坐禅礼仏とどのような関連を有するものであつたのか、その点は不明である。ただし、「一行三昧」は、衆に処るも可であるが独りならなおさらよいといわれ、また、「般舟三昧」では、常に独處に止るといわれ、「方等三昧」では、十人以上を出ることはいけないが俗人でも許すと定められている点に注意すると、行法として立制法の立場からは独立したものであるといわなければならないように思われる。ただ、常坐、常行の行儀は四時坐禪、六時礼仏の常儀として定着していくものであるということは充分に考えうるところのものであろう。

以上、常儀と別行との関係を修道の実際について検討してみたわけであるが、立制法制定の時点においては、別行も三日を竟りとし他は衆の十時に依らなければならないと規定するのであるから、別場で修行される諸種の行法も、日常行儀としての坐禪礼仏の四時六時の一環として併修されるものであると考えられていたことは明らかであつて、天台山衆においてはどこまでも、大衆一如の修道精神を標榜していくものでなければならなかつたのである。

##### 第五、其知事之僧、

本為<sup>レ</sup>安<sup>ニ</sup>立利益<sup>一</sup>、

反作<sup>ニ</sup>損耗<sup>一</sup>、割<sup>レ</sup>衆

潤<sup>レ</sup>己<sup>ニ</sup>、自任<sup>ニ</sup>恩情<sup>一</sup>

若非<sup>レ</sup>理侵<sup>ニ</sup>一毫<sup>ニ</sup>雖<sup>ニ</sup>

是衆用<sup>一</sup>、而不<sup>ニ</sup>開白<sup>一</sup>、

雖<sup>ニ</sup>も、而<sup>ニ</sup>も開白せず、検校して實

検校得<sup>レ</sup>実、不<sup>ニ</sup>同止<sup>一</sup>

を得れば、同止せざるなり。

知事とは、大衆の安立利益を計り、修道生活の諸般の經營を知ることである。『百録』は、立制法制定の前後において、智顕が衆に示したものと思われる「訓知事人」第七を収録している。智顕はこの訓知事人のなかで、入衆已後の修道の眼目を示し、それを彼が実際に見聞したところの具体例によつて説くのである。すなわち、師徒数百を擁したある寺の淨人の話と、慧思門下に禅定第一とうたわれた同学の照禪師の話を

挙げて、当時の天台山衆にとつてさしつけまつていた問題の、接客送迎に対する智顥の見解を示している。立制法の第五条と関連して、ここには多くの興味ある問題が存すると思うので、煩をいとわず次にその全文を掲げてみようと思う。

訓知事人第七

知事の人に訓み第七

説、経行、懺悔、供  
養、捨<sub>レ</sub>力未<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>首  
尾<sub>ニ</sub>、慎莫<sub>ニ</sub>中止<sub>ニ</sub>、中  
止者違<sub>ニ</sub>本心<sub>ニ</sub>、若再  
有所作<sub>ニ</sub>至<sub>ニ</sub>前止処<sub>ニ</sub>

説、経行、懺悔、供養、捨レ力未レ有ニ首尾ニ、慎莫ニ中止ニ、中止者違ニ本心ニ、若再有所作ニ至ニ前止処ニ留難、即起修業不レ成、今生現障後弥障レ道、此行人大忌、応レ須ニ竭ニ力、善レ始令キ終、業既垣然、報亦円

有らざれば、慎しみて中止すること莫れ、中止する者は本心に違う。若し再び所作有れば、前の止処に至つて留難即ち起らば修業成せざるなり。今生じ現に障ゆ、後に弥々道を障ゆ。此れ行人の大忌なり。応に須らく力を竭して、始を善くして終ら令むべし。業既に垣然ならば、報も亦円満せん。此れ亦意を以て得べし。

吾少嬰<sub>ニ</sub>勤苦、備歷<sub>ニ</sub>  
艱閼<sub>ニ</sub>、遊<sub>ニ</sub>学<sub>ニ</sub>荆、揚、  
雍、豫<sub>ニ</sub>、唯著<sub>ニ</sub>一納<sub>ニ</sub>  
十余年、冬夏不<sub>レ</sub>积<sub>レ</sub>  
体、上至<sub>ニ</sub>天子<sub>ニ</sub>、下  
至<sub>ニ</sub>士民<sub>ニ</sub>、雖<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>

吾れ、少にして勤苦に嬰る、備に  
艱閼を歴て荆、揚、雍、豫に遊学  
し、唯、一納を著して、三十余年、冬  
夏に体を糲かず。上天子に至り、下  
士民に至るまで、施す所ありとい  
えども受けて一果一樓をも私せ註5

滿、此亦可三意得一

施受而不私ニ一果一  
樓ニ入レ衆已後尚不ニ  
希念、況故侵レ之、所ニ  
以然ニ者、衆宝尊重、  
若能増益、名ニ甘露  
苑ニ、若有ニ減損、即  
蒺藜園、自飽自傷、  
因倒因起、可ニ以レ意

す、衆に入て已後は尚、希念せず。  
況んや、故に之を侵さんや。然る  
所以は、衆宝は尊重にして、若し  
能く増益すれば甘露苑と名づけ、  
若し減損すること有れば、即ち薙  
薙園註6なり。自ら飽き、自ら傷む、  
因て倒れ、因て起く。意を以て得  
つべし。何んぞ、多言を俟ん。

若能增益、名甘露苑、若有減損、即蒺藜園、自飽自傷、因倒因起、可以意得、何俟多言、夫人發心、隨有所作、為讀誦、聽學、講

若し減損すること有れば、即ち  
菴園<sup>註6</sup>なり。自ら飽き、自ら傷む、  
因て倒れ、因て起く。意を以て得  
つべし。何んぞ、多言を俟ん。

昔有三時師徒數百人、昼夜禪講時不虛棄、有三淨人、竊聽三說法、聞已用、心每揚簸洮汰、繫念存習、謂以三淨心、揚簸不善、以三禪淨水、洮汰不淨、隨、有三所作、念念用、心、一時執、爨觀、火燒薪、念念就、盡無常遷逝、復速、於是二

昔、一寺に師徒数百有り、昼夜の  
禅講、時にしも虚しく棄てず、淨  
人有り竊かに説法を聴く、聞き已  
りて心を用いて、揚簸<sup>註7</sup>汰<sup>註8</sup>の毎に  
念を繋けて存習す。謂らく、淨心を  
以て不善を揚簸し、禪の淨水を以  
て不淨を汰<sup>註8</sup>すと。所作有るに隨  
い念念に心を用う。一時、爨<sup>註8</sup>を執  
り、火の薪を焼いて念念に就尽す  
るを観するに、無常に遷逝するこ  
と復是より速なりと。

説、経行、懺悔、供養、捨力未<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>首尾<sub>一</sub>、慎莫<sub>ニ</sub>中止<sub>一</sub>、中止者違<sub>ニ</sub>本心<sub>一</sub>、若再<sub>ニ</sub>所作<sub>一</sub>至<sub>ニ</sub>前止<sub>一</sub>、留難<sub>一</sub>、即起修業不<sub>レ</sub>成、今生現障後弥障<sub>レ</sub>道、此行人大忌、応<sub>レ</sub>須<sub>ニ</sub>竭<sub>レ</sub>力、善<sub>レ</sub>始令<sub>レ</sub>、終、業既垣然、報亦円満、此亦可<sub>ニ</sub>意得<sub>一</sub>」昔有<sub>ニ</sub>一時師徒数百、昼夜禪講時不<sub>ニ</sub>虚棄<sub>一</sub>、有<sub>ニ</sub>淨人<sub>ニ</sub>竊聽<sub>ニ</sub>説法<sub>一</sub>、聞已用<sub>レ</sub>心毎<sub>ニ</sub>揚簸洮汰<sub>ニ</sub>繫<sub>レ</sub>念存習<sub>一</sub>、謂以<sub>ニ</sub>淨心<sub>ニ</sub>揚<sub>ニ</sub>簸不善<sub>ニ</sub>以<sub>ニ</sub>禪淨水<sub>ニ</sub>洮<sub>ニ</sub>汰不淨<sub>一</sub>、隨<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>所作<sub>一</sub>念念用心<sub>ニ</sub>、一時執<sub>ニ</sub>爨觀<sub>ニ</sub>火燒<sub>レ</sub>薪、念念就<sub>レ</sub>尽無常遷逝、復速<sub>ニ</sub>於是<sub>一</sub>有らざれば、慎しみて中止すること莫れ、中止する者は本心に違う。若し再び所作有れば、前の止処に至つて留難即ち起らば修業成せざるなり。今生じ現に障ゆ、後に弥々道を障ゆ。此れ行人の大忌なり。応に須らく力を竭して、始を善くして終ら令むべし。業既に垣然ならば、報も亦円満せん。此れ亦意を以て得べし。

躊躇<sup>ニ</sup>踞竈前<sup>一</sup>、寂然入<sup>レ</sup>  
定<sup>一</sup>、火滅湯冷<sup>一</sup>、維那  
懼<sup>レ</sup>廃<sup>ニ</sup>衆粥<sup>一</sup>、以白<sup>ニ</sup>  
上座<sup>一</sup>、上座云<sup>一</sup>、此是  
勝事<sup>一</sup>、衆宜忍<sup>レ</sup>之、慎  
勿<sup>ニ</sup>驚触<sup>ニ</sup>、聽<sup>ニ</sup>其自  
起<sup>一</sup>、數日方覓往<sup>ニ</sup>上  
座所<sup>一</sup>、具陳<sup>ニ</sup>所証<sup>ニ</sup>  
叙<sup>ニ</sup>法転<sup>ニ</sup>深<sup>一</sup>、上座止

曰、爾向所<sup>レ</sup>言皆我境  
界<sup>一</sup>、而今所<sup>レ</sup>說非<sup>ニ</sup>我  
所知<sup>ニ</sup>勿<sup>ニ</sup>復言<sup>ニ</sup>也、  
因而顧問<sup>ニ</sup>、頗知<sup>ニ</sup>宿  
命<sup>ニ</sup>不<sup>ニ</sup>、答云<sup>ニ</sup>、薄知<sup>ニ</sup>  
又<sup>ニ</sup>問<sup>ニ</sup>、何罪為<sup>ニ</sup>賤<sup>ニ</sup>、何  
福易<sup>ニ</sup>悟<sup>ニ</sup>、答云<sup>ニ</sup>、此賤  
身者<sup>ニ</sup>、前世之時<sup>ニ</sup>、乃  
是今日徒衆<sup>ニ</sup>、老者之  
師<sup>ニ</sup>、亦是少者之祖  
師<sup>ニ</sup>、徒衆所<sup>レ</sup>學皆昔  
所<sup>レ</sup>訓<sup>ニ</sup>、爾時多有<sup>ニ</sup>私  
客<sup>ニ</sup>、恒制約不<sup>ニ</sup>敢侵<sup>ニ</sup>

竈前に躊躇し、寂然として定に入  
る。火は滅し湯は冷ゆ、維那、衆  
粥の廃せんことを懼れて、以て上  
座に白す。上座云く、此れは是れ  
勝事なり。衆、宜しく之を忍べ。  
勿<sup>ニ</sup>驚触<sup>ニ</sup>、聽<sup>ニ</sup>其自  
起<sup>一</sup>、數日方覓往<sup>ニ</sup>上  
座所<sup>一</sup>、具陳<sup>ニ</sup>所証<sup>ニ</sup>  
叙<sup>ニ</sup>法転<sup>ニ</sup>深<sup>一</sup>、上座止  
所<sup>ニ</sup>証を陳ぶ。

法を叙ぶること転た深し。上座止  
めて曰く、爾の向に言う所、皆我  
が境界なり。而して今説く所は我  
の知る所に非ず、復言う勿れ。因  
りて顧問すらく、頗る宿命を知る  
や不<sup>ニ</sup>や。答えて云く、薄く知る。  
又問う。何の罪をか賤と為し、何  
の福か悟り易きや。答えて云く、  
此の賤き身は、前世の時は、乃ち  
是れ今日の徒衆の老者の師にし  
て、亦是れ少者の祖師なり。徒  
衆の学ぶ所は、皆昔し訓うる所な  
り。爾の時多くの私客有り、恒に

衆、忽有<sup>ニ</sup>急客<sup>ニ</sup>輒取<sup>ニ</sup>  
少菜<sup>ニ</sup>忘不<sup>ニ</sup>陪備<sup>ニ</sup>、  
由<sup>レ</sup>此譴責、今為<sup>ニ</sup>衆  
奴<sup>ニ</sup>前習未<sup>レ</sup>久<sup>ニ</sup>、薄修<sup>ニ</sup>  
易<sup>ニ</sup>悟宿命罪福、  
其事如<sup>レ</sup>是<sup>ニ</sup>、一衆聞<sup>レ</sup>  
此悲不<sup>レ</sup>能<sup>ニ</sup>勝<sup>ニ</sup>、鑑鏡<sup>ニ</sup>  
若<sup>レ</sup>斯<sup>ニ</sup>豈可<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>慎<sup>ニ</sup>

同學照禪師、於<sup>ニ</sup>南  
嶽<sup>ニ</sup>衆中苦行<sup>ニ</sup>禪定最  
為<sup>ニ</sup>第一<sup>ニ</sup>、輒用<sup>ニ</sup>衆一  
撮塩<sup>ニ</sup>作<sup>ニ</sup>斎飲<sup>ニ</sup>、所<sup>ニ</sup>  
侵無<sup>レ</sup>幾不<sup>ニ</sup>以為<sup>ニ</sup>事<sup>ニ</sup>、  
後行<sup>ニ</sup>方等<sup>ニ</sup>忽見相  
起<sup>ニ</sup>、計三年增長<sup>ニ</sup>  
至<sup>ニ</sup>數十斛<sup>ニ</sup>、急令<sup>ニ</sup>陪  
備<sup>ニ</sup>、仍賣<sup>ニ</sup>衣資<sup>ニ</sup>買<sup>ニ</sup>  
鹽償<sup>ニ</sup>衆<sup>ニ</sup>、此事非<sup>レ</sup>久  
亦非<sup>ニ</sup>伝聞<sup>ニ</sup>、宜<sup>ニ</sup>以  
為<sup>ニ</sup>規<sup>ニ</sup>、莫<sup>レ</sup>令<sup>ニ</sup>後悔<sup>ニ</sup>

同學の照禪師<sup>註9</sup>は、南嶽に於て、衆  
中、苦行、禪定、最第一たり。輒  
ち、衆の一撮の塩を用い斎飲と作  
す。侵す所、幾くも無きに、以て  
事となさず。後に方等を行ず、忽  
ちに見るに相起る。計るに三年に  
増長して数十斛に至る。急いで陪  
備せしむ。仍ち衣資を売り、塩を  
買い衆に償う。此の事、久しきに  
非ず、亦伝聞に非ず。宜しく以て  
規と為すべし。後悔せしむること  
莫れ。

吾雖<sup>レ</sup>寡<sup>ニ</sup>德行<sup>ニ</sup>遠近  
制約して、敢えて衆を侵ざざりし  
に、忽ち急客有り、輒ち、少菜を  
取りて忘れて陪備せざりき。此れ  
に由りて譴責され、今衆の奴とな  
る。前習未だ久しからず、薄修し  
て悟り易し。宿命の罪福、其の事  
是の如し。一衆、此を聞いて悲と  
して勝ること能わず。鑑鏡斯の若  
し、豈に慎しまざるべけんや。

同學の照禪師<sup>註9</sup>は、南嶽に於て、衆  
中、苦行、禪定、最第一たり。輒  
ち、衆の一撮の塩を用い斎飲と作  
す。侵す所、幾くも無きに、以て  
事となさず。後に方等を行ず、忽  
ちに見るに相起る。計るに三年に  
増長して数十斛に至る。急いで陪  
備せしむ。仍ち衣資を売り、塩を  
買い衆に償う。此の事、久しきに  
非ず、亦伝聞に非ず。宜しく以て  
規と為すべし。後悔せしむること  
莫れ。

頗相追尋、而隔剣嶺

嶺難為徒步、老病出入多以衆驢迎送、此是吾客私計功

醻直令彼此無咎、吾是衆主、驢亦我得、既捨入衆、非復我有、我不合用非、我何言、舉此一條、余事皆爾」

知事の人には示された、「訓知事人」の意図するところは、清規思想の原初的な課題を表出しているので、注意すべきものであると思われる。

先ず第一には、現前僧宝が至尊絶対のものであることが高揚されている点が注意されよう。僧団が倒るも起るも、それは一にかかる大衆における道義の問題にかかわるのである。理由なく衆物を割くことは、たとえそれがわずかな少菜であり、一撮の塩であつたとしても許されるものではないのである。そうとすれば、衆主専用の驢としてあてられたものであつても、智顗の立場からは、大衆を構成する一員としての自覚においてそれを私有化することはできなかつたわけ

相い追尋す。而して剣嶺を隔てて徒步を為し難し。老病の出入多く、ことになるのである。

衆の驢を以て迎送す。此は是れ吾が客にして、私かに功醻<sup>註10</sup>を計り直に彼此をして咎なからしめんとする。吾は是れ衆の主として、驢も亦我が得なるも、既に捨てて衆に入るれば、復た我が有には非ず、我れ用う合らず。我れに非ずんば何れか言わん。此の一条を擧く、余事も皆爾るなり。

で、それら一切を衆物として宜しく送迎の用にたてよといふことになるのである。

第二には、揚簸、洮汰のような作務労働が修道生活における不可欠の機縁となることが指示されている点が注意される。淨、不淨の問題が、単なる学解の問題として処理されるのではなく、むしろそれは修道実践の場における課題なのであるとし、日日作業の実際にあたつて検証されるのでなければならぬという意味を有するから、ここでは明らかに修道論的転回が行なわれているとしなければならないのである。すなわち、読誦、聽学ないしは供養、労役にいたる、修道生活における諸万般の営為が、仏道の本義にかなうものとして顯現されるのでなければならないというのである。

第三には、師徒数百が止住した寺における出来事であるといい、智顗自身が実際に見聞した南嶽会下における事情であると説いていることから、その当時においてすでに、一定の規矩のもとに如法なる集団生活を目指した僧団が各地に存在したのではないかと推察される点である。それら諸寺においては、山衆の津梁であるところの上座、山内の綱紀と事務を管掌した維那、二時の粥飯を司る知事、迎送接待の知事などによつて、一山を經營していくための職務の分掌化がおこなわれていたらしいのである。この点は、後世禪宗清規において定着するにいたる六知事の原初的な形態として注意さ

れるであろう。

ところで、広律においては、聖衆の粥飯を賄う人は、一般に「淨人」と呼ばれる在家信者があつた。<sup>註11</sup>『百録』には、「淨人白石、淨人阿甘（T<sup>46</sup> 801 a）」「淨人善心年十一（T<sup>804</sup> 804 a）」を記しているから、天台山衆のなかに淨人が存在していたことは確実である。しかし、立制法が名指しているのは明らかに「知事之僧」なのであり、知事の僧がたずさわる寺内労働の修道的意義とその価値についてであつた。『梁伝』によれば、法顯伝に「嘗与同學數十人於田中刈穀、時有餓賊欲奪其穀、諸沙弥悉奔走云云（T<sup>50</sup> 337 b）」と記し、道安伝に、「至年十二出家、神智聰敏、而形貌甚陋不為師之所重、驅役田舎、至于三年、執勤就勞曾無怨色（T<sup>50</sup> 351 c）」と記し、さらに曇諦伝に、「諦曰、向者忽言、阿上是諦沙弥、為衆僧採菜被野猪所傷、不覺失声耳（T<sup>50</sup> 371 a）」と記しており、出家者の労働として注意されるものであると思われるのであるが、これらはいずれも沙弥の頃の労働であり、大僧となつてからの労働ではなかつた点は注意しなければならないと思う。

智顕が修道論の帰結を万善成仏思想においていたことは明らかであるが、それは一実相としての真実を日常的事事物物の現実において具体化することであつたのである。一色一香も中道に非ざるはないといい、拳足下足の道場に非ざるはな

いというのは、法華開顕一実の思想によつて展開されることのものである。いわば清規思想は智顕の宗義において必然的に成立する思想基盤を有していたということがいえると思ふのである。非行非坐三昧における約三性の段下に示されたものや、『覺意三昧』において説かれる教理論は、正しくそれの根拠となる理論であつたといえる。知事の寺内労働が、真當な修道の一つのあり方であると指示された所以も、智顕におけるこのような修道理論においては当然のことであつたといわなければならぬのである。

ところで僧伝のなかには、捨戒ということによつて高名となつた大僧のあつたことを伝えている。<sup>註12</sup>「捨戒」というのは文字通り、具足戒を捨てることである。『梁伝』卷一二の曇称伝には、

晋末至彭城、見有老人年八十夫妻窮悴、迺捨戒為奴、累年執役（T<sup>55</sup> 404 a）

と伝え、曇称が捨戒して奴となり累年執役したことを記している。

また、卷一二の曇翼伝に附する道敬伝には、

敬後為供養衆僧、乃捨具足、專精十戒云（T<sup>50</sup> 410 c）と記し、衆僧に供養するために具足戒を捨て専ら十戒に精通したと伝えるのである。

『唐伝』卷一六に載する信行伝には、

後於相州法藏寺、捨具足戒、親執勞役、供諸恭敬  
礼<sub>ニ</sub>通道俗<sub>ニ</sub>、單衣節食挺<sub>ニ</sub>出時倫<sub>一</sub>（T50  
560 a）と記し、信行が具足戒を捨て、親執勞役し、諸恭敬を供養して道俗を通礼したと伝えている。

また卷二六の明馭伝には、

沙門五人生逢<sub>ニ</sub>奇瑞<sub>一</sub>、捨<sub>レ</sub>戒為<sub>レ</sub>奴供養<sub>ニ</sub>三宝<sub>一</sub>（T50  
674 c）と記し、明馭の舍利塔感通の奇瑞に逢つた五人の沙門は捨戒して奴となり、三宝に供養したと伝えるのである。

以上の四伝によつて知られるように、具足戒を不都合として捨てた人たちは、いずれも労役についているのであり、むしろ、労役につくために捨戒したかと思われるふしさえあるのである。広律の立場では労働執役者は淨人といわれる在家人が、沙弥などの出家の人に限られていたことが知られるのであるが、智顕の立制法における立場が、労働を知事の僧にゆだねていることによつて、かえつて清規としての新しい局面を開いたことが良く理解されるのである。労働の意義を高く掲げたという点において、先に引いた捨戒の大僧たちと智顕は同一の思想運動の方向を目指していたといえると思うのである。

以上、第五条までの項目において、立制法における清規としての基調はほぼ示されたといつてよいように思われる。つづいて、第六条以下、第十条においては、第六条・第七条に

おいて、二時の食、あるいは非時の食についての、第八条・第九条においては、僧衆の諍計、あるいは作誣についての誠めを説き、第十条においては、懺悔の意義を説いて、先の九制が遵守されねばならないと強調されるのである。

第六、其二時食者、第六、其の二時に食する者は、若

若身無<sub>レ</sub>病、病不<sub>ニ</sub>頓臥<sub>ニ</sub>病已癒、皆須<sub>レ</sub>出入<sub>レ</sub>堂、不得<sub>レ</sub>請<sub>レ</sub>食、

入<sub>レ</sub>衆食器聽<sub>レ</sub>用<sub>ニ</sub>鉄瓦、薰油二器<sub>ニ</sub>甌椀匙筋悉不<sub>レ</sub>得、以<sub>ニ</sub>骨角竹木瓢漆皮蚌、悉不得<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>堂、又不得<sub>レ</sub>擣<sub>ニ</sub>触己鉢<sub>ニ</sub>啜聲等声、含食語話、自為<sub>ニ</sub>求索<sub>ニ</sub>私將<sub>ニ</sub>醬菜衆中独噉、犯者罰、三礼對<sub>レ</sub>衆餓

二時の食については、外に『止觀』具五縁の第二衣食具足の釈段においてふれるし、『觀心食法』（正2）なども存する。智顕の立場が、『維摩經』所説の、「於食等者於法亦等、於法等者於食亦等」というような食平等法平等の立場であった

ことはいうまでもないところであると思われる (T 46 42 a)。

第七、其大僧小戒、  
近行遠行寺内寺外、

悉不<sup>レ</sup>得盜<sup>ニ</sup>魚肉  
辛酒<sup>ニ</sup>、非時而食、

察得<sup>レ</sup>実不<sup>ニ</sup>同止、除<sup>ニ</sup>  
病危篤<sup>ニ</sup>、瞻<sup>ニ</sup>病用<sup>ニ</sup>医

語<sup>ニ</sup>、出<sup>ニ</sup>寺外<sup>ニ</sup>投治<sup>ニ</sup>  
則不<sup>レ</sup>罰

第七条に關連して、『百錄』第八六条下には、智璪と張衡の宣勅の間に次のような問答がなされたことが記されているので注意される。

張衡又宣<sup>レ</sup>勅云、問<sup>ニ</sup>灌頂師何在<sup>ニ</sup>、

対云、灌頂師在<sup>レ</sup>寺、本處<sup>ニ</sup>出奉參見<sup>ニ</sup>、為<sup>レ</sup>患<sup>ニ</sup>痢四十余日  
不<sup>レ</sup>勘<sup>レ</sup>在<sup>ニ</sup>道、

勅云、好、

張衡又宣<sup>レ</sup>勅云、師等僧悉在<sup>レ</sup>寺、不<sup>レ</sup>勿<sup>レ</sup>使<sup>ニ</sup>名係<sup>レ</sup>在<sup>ニ</sup>寺、身  
住<sup>ニ</sup>於外<sup>ニ</sup>、

対云、先師在世有<sup>ニ</sup>十条制約<sup>ニ</sup>、名係<sup>ニ</sup>於寺<sup>ニ</sup>、若身居<sup>ニ</sup>別處<sup>ニ</sup>、  
則不<sup>ニ</sup>同止<sup>ニ</sup>、

勅云、大好、大好

(T 46  
815 c)

これは痢病を患ひ参内することができなかつた灌頂について

ての問答であるが、名目は寺にあることにして寺外に住することはできないのかというに対し、智璪は、先師の在世に十一条の制約があり、名のみを寺に係け、身を別処に居ければ同止しないと答えているのである。ここに十条の制約といふのは勿論立制法十条のことである。が、智璪のいうような条項は十条のなかにはない。むしろ病いに患つた時には寺外に出て治に投することを許しているのである。しかるに、灌頂や智璪の立場において立制法がそのように読まれたということは、彼等にとって立制法が先師の遺制として極めて厳格に遵守されるべきものとして意識されていたことを物語るものであらうと思われるるのである。

第八、僧名<sup>ニ</sup>和合<sup>ニ</sup>柔忍故和<sup>ニ</sup>、義讓故合<sup>ニ</sup>、  
不<sup>レ</sup>得<sup>ニ</sup>諍計<sup>ニ</sup>高<sup>ニ</sup>声、  
醜<sup>ニ</sup>言動<sup>ニ</sup>色兩競者各  
罰<sup>ニ</sup>三十拜對<sup>ニ</sup>衆餓<sup>ニ</sup>、  
不<sup>ニ</sup>應對<sup>ニ</sup>者不<sup>レ</sup>罰<sup>ニ</sup>、身  
手互相加者、不<sup>レ</sup>問<sup>ニ</sup>  
輕重<sup>ニ</sup>皆不<sup>ニ</sup>同止<sup>ニ</sup>、  
不<sup>レ</sup>動<sup>ニ</sup>手者不<sup>レ</sup>罰<sup>ニ</sup>、  
第九、若犯<sup>ニ</sup>重者、  
依<sup>ニ</sup>律治<sup>ニ</sup>、若橫相誣<sup>ニ</sup>  
つて治せよ。若し横に相い誣い、

者被<sup>レ</sup>誣者不<sup>レ</sup>罰、作<sup>レ</sup>誣者不<sup>ニ</sup>同止<sup>ニ</sup>、若学未<sup>レ</sup>入<sup>レ</sup>衆時過、衆主不<sup>レ</sup>受<sup>レ</sup>、学衆未<sup>レ</sup>摂故、彼自言<sup>ニ</sup>比丘<sup>ニ</sup>故入<sup>レ</sup>衆、來犯<sup>レ</sup>重誣他者、治罰如<sup>レ</sup>前

誣い被るる者は罰せず。誣を作す者は同止せず。若し学未だ衆に入らざる時に過るは、衆主受けず。学衆に未だ摂せざるが故に。彼自ら比丘というが故に、衆に入り来て、重を犯し、他を誣ゆる者は、治罰は前の如し。

第十、依<sup>レ</sup>經立<sup>レ</sup>方、見<sup>レ</sup>病処<sup>レ</sup>藥、非<sup>ニ</sup>於方<sup>ニ</sup>吐<sup>ニ</sup>於藥<sup>ニ</sup>、有<sup>ニ</sup>何益<sup>ニ</sup>乎、若上來九制聽<sup>レ</sup>懺者、屢懺無<sup>ニ</sup>慚愧心<sup>ニ</sup>不<sup>ニ</sup>能<sup>ニ</sup>自新<sup>ニ</sup>此是吐<sup>レ</sup>藥之人、宜<sup>レ</sup>令出<sup>レ</sup>衆、若能<sup>ニ</sup>改革、後亦聽<sup>レ</sup>還、若犯<sup>ニ</sup>諸制<sup>ニ</sup>捍不<sup>ニ</sup>肯懺<sup>ニ</sup>、此是非方<sup>ニ</sup>之人、不<sup>ニ</sup>從<sup>ニ</sup>衆網<sup>ニ</sup>則不<sup>ニ</sup>同止<sup>ニ</sup>

第十、經に依て方を立て、病を見て藥を処く。方を非とし藥を吐かば、何の益か有らん。若し、上來の九制は、懺を聽すも、屢々懺じて慚愧の心なく、自ら新なること能わざれば、此は是れ吐藥の人なり。宜しく衆を出しむべし。若し能く改革せば、後に亦還ることを聽す。若し諸制を犯して、捍て不肯て懺せざるは、此は是れ非方の人なり。衆網に従わざれば、則ち同止せざるなり。

大等博士であろうと思う。『天台教學史』(昭四、一七、明治書院)九九頁に、「然るに曾て山を下りしより以来既に十二年の星霜を閲したるがために、台嶺の寺塔漸く荒廃に帰して殆んど住するに堪えざるの状を呈したりといふ。而も大師帰山の早々先づ御衆制法を立てて山の清規を定め、その翌年入滅の期の近づけるを知るや徒弟に訓諭して滅後の事を属し、十月煩帝の切望を容れて山を下り、石城寺にありて遂に寂然として滅を示す。」と記し、立制法は入滅一年前の著としている。

また、佐藤哲英著『天台大師の研究』(昭三六・百華苑) 七七頁には、次のように記している。

「国清百錄には、第一巻に①立制法、②敬礼法、③普礼法、④請觀世音懺法、⑤金光明懺法、⑥方等懺法の六篇の著作をのせてある。(略)この六篇はいずれも智顗の撰述とみてよいであろう。①立制法については国清百錄卷三にある僧使対問答(大正四六・八一五・C)に「先師の在世に十条の制約あり」とあるので、立制法十条の智顗撰述は確証され、④請觀世音懺法や、⑥方等懺法は、灌頂が摩訶止觀修治の際に参照した歴然たる事実がある。ただ③普礼法には八十華嚴(六九五—七〇四)に至って見られる「七處九会円満頓教」の語があるので一応問題となるが、これのみをもって唐代の成立と決することはどうかと思われる。恐らく写伝の間に七處八会とあるのを七處九会と書き誤ったものではなかろうか。」と。

註記

1、「立制法」を天台山の清規として注目した最初の人は、島地

2 「蒲鞭」がまのむち。がまのむちで打つことは罪辱を示すためで、苦痛を加えるためではない。『後漢書』劉寬伝に、「寬抨<sup>ニ</sup>南

陽太守」、温仁而多恕、吏人有過、但以蒲鞭罰之、示辱已終不加苦」と出る。

3 「一次維那」は、第四条にもみえる。本稿の訓読は、総じて駒大図書館No.355,6-6を付する、『国清百録』二冊の刊本に拠った。

刊本では「一次維那スベシ」と訓じている。前に罰則として三礼、十礼と規定したから、この句もそれを承けると解するのである。すなわち、刊本の読み方にしたがえば、六時礼仏ないし、四時坐禪を全失した行人に対して、維那の仕事が罰則として課せられるという意味になる。しかし、そう読むと一寺の綱維としての「維那」の原意にそぐわないし、そのような用例は他にみないから、本稿は、行人に適用する罰則は、維那の裁量に一任する、というような意味に読んだ。その方が「維那」の役名が生きると思うからである。しかし「一次」がどう読めるかどうか確信はない。御教示を仰ぎたい。

4 「用所為三」は、刊本は「所為ニ用ユルコトニタヒ」と訓む。「所為」とは何か。それを三度用いるということがどのようなことか。解らない。本稿は、「立制法」との関連で、仮りに、日中所為の、常行、別行、知事の三行に従事する、というように読んでみた。確かに証拠があるわけではない。教えを頂きたい。

5 「三十余年」智顗の生涯は、隋開皇十七年歲次丁巳十一月二十四日を以て、春秋六十僧夏四十である。三十余年は智顗の最晩年に属する。天台山衆に対して発せられた訓誡であることを思い合われると、この「訓知事人」は、再入山以後、「立制法」と前後して説示されたものであることが推察される。

6 「蒺藜」蒺藜、はまびし。子に刺がある。鉄などで形どり武器に用いた。『本草』「蒺藜」に、「枳名、弘景曰、多生ニ道上及墻上、葉布ニ地、子有ニ刺、状如ニ菱而小、長安最饒、人行多着木履、今軍家及鑄ニ鉄作ニ之、以布ニ敵路、名鉄蒺藜」とある。

7 「揚簸洮太」「揚簸」は筭で米をあおり糠粃を去ること。「洮太」は米をとぐこと。

8 「爨」かまと。後に「竈」とする。

9 「同學照禪師」陳の吏部尚書、毛喜の書簡に、「南嶽にも亦時に信照禪師あり、嶽嶺にあり、徒衆は大師の在す時に異ならず、善公山に於て釈論を講ず（T<sup>46</sup> 801 b）」と伝えられた、信照禪師のことである。智顗が「訓知事人」で徳望を讃えた信照は、先に隋朝に迎えられ、その消息は「建立慧日道場、安置照禪師」（T<sup>806</sup> a）と伝えられるが、彼は又智顗を讚嘆することおくあたわず、朝廷に「南嶽禪師親所記前説法第一、無以仰過」（T<sup>807</sup> c）と具申している。この記事は『智者大師別伝』（T<sup>50</sup> 195 b）にも同様にみえ、『続高僧伝』卷一七所載の、智顗伝（T<sup>50</sup> 566 c）にも同じくみえる。智顗は信照を禪定第一と讚え、信照は智顗を説法第一と讚えたことは興味深いが、智顗と隋朝の接近を捉したものに、信照のごとき人々の活躍があつたことは無視できない。

10 「功醻」接客の答礼。「醻」はむくいる。

11 「淨法と律藏」七四三頁以下を参照。  
12 この点に関する論及は、拙稿「菩薩戒思想の形成と展開」（駒沢大学仏教学部紀要第二八号・昭四五）のなかすでに論じた。